



発行 新潟県

第 37 号

令和5年5月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 562 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 563 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
- 564 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 565 特定計量器定期検査（燕市）の会場の変更（計量検定所）
- 566 特定計量器定期検査（糸魚川市）の検査日時の変更（計量検定所）
- 567 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 568 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 569 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 570 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 571 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 572 令和5年度地籍調査事業計画の策定（農村環境課）
- 573 公共測量の終了通知（監理課）
- 574 公共測量の終了通知（監理課）
- 575 公共測量の終了通知（監理課）
- 576 公共測量の終了通知（監理課）
- 577 公共測量の終了通知（監理課）
- 578 公共測量の終了通知（監理課）
- 579 公共測量の終了通知（監理課）
- 580 公共測量の終了通知（監理課）
- 581 公共測量の終了通知（監理課）
- 582 公共測量の終了通知（監理課）
- 583 公共測量の終了通知（監理課）
- 584 公共測量の終了通知（監理課）
- 585 公共測量の終了通知（監理課）
- 586 公共測量の終了通知（監理課）
- 587 公共測量の終了通知（監理課）
- 588 公共測量の終了通知（監理課）
- 589 公共測量の終了通知（監理課）
- 590 公共測量の終了通知（監理課）
- 591 基本測量の終了通知（監理課）
- 592 基本測量の終了通知（監理課）
- 593 公共測量の終了通知（監理課）
- 594 公共測量の終了通知（監理課）
- 595 公共測量の実施通知（監理課）
- 596 公共測量の実施通知（監理課）
- 597 公共測量の実施通知（監理課）
- 598 基本測量の終了通知（監理課）
- 599 公共測量の実施通知（監理課）
- 600 公共測量の終了通知（監理課）

601 道路の区域変更 (道路管理課)

602 道路の供用開始 (道路管理課)

企業局管理規程

4 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)

告 示

◎新潟県告示第562号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
見附たなはしクリニック	見附市新町3丁目8番7-1号	令和5年4月1日
訪問看護おはぎ	加茂市神明町2丁目7番2号	令和5年4月1日
加藤耳鼻咽喉科クリニック	小千谷市平成1丁目2番7	令和5年4月1日
しなの薬局 小千谷店	小千谷市平成1丁目2番7号	令和5年4月1日
ウエルシア薬局長岡古正寺店	長岡市古正寺3-110	令和5年2月24日
クスリのアオキ穂波薬局	柏崎市穂波町13番37号	令和5年4月1日
ウエルシア薬局新潟水原店	阿賀野市中島町1258-35	令和5年3月1日
見附メンタルクリニック	見附市新町3丁目8番8-1号	令和5年4月1日

◎新潟県告示第563号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
医療法人おけさ会 小木クリニック	佐渡市小木町 1974番地	名称	医療法人おけさ会 小木クリニック	医療法人おけさ会 小木歯科クリニック	令和5年4月1日

◎新潟県告示第564号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
今西歯科医院	上越市中央2丁目3番25号	令和5年3月21日
やまむら歯科	小千谷市本町1丁目372-1-5	令和5年3月31日
室川医院	糸魚川市大字能生7131-2	令和5年3月31日
雪椿調剤薬局	加茂市青海町2丁目367-6	令和5年3月10日
有限会社 さど調剤・さくら薬局畑野	佐渡市畑野766-5	令和5年4月1日
はもち薬局	佐渡市羽茂本郷20番地	令和5年4月1日
訪問看護おはぎ	南蒲原郡田上町羽生田159番地	令和5年3月31日
アイン薬局 糸魚川店	糸魚川市大和川1268番地	令和5年2月22日
安斎歯科医院	村上市藤沢287-2	令和元年7月6日
まがり薬局	長岡市曲新町592-5	令和5年3月31日
エース薬品 与板店	長岡市与板町与板乙2439番地1	令和5年3月31日
小林歯科医院	南魚沼市六日町76-11	令和5年3月31日
本間歯科医院	三島郡出雲崎町大門139番1	令和5年3月31日
板垣歯科医院	村上市勝木219番地1	令和5年3月31日
佐藤医院	阿賀野市分田1323番地1	令和5年3月31日
小島薬局	新発田市西園町1-2-24	令和5年4月1日
みなみ調剤薬局	新発田市大栄町2丁目2-17	令和5年4月1日
熊倉医院	新発田市大栄町2丁目2番20号	令和5年3月12日

◎新潟県告示第565号

計量法（平成4年法律第51号）第19条1項の規定による燕市の特定計量器定期検査について、令和5年4月14日付け新潟県告示第450号の一部を次のとおり変更する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

定期検査を行う期日、場所及び区域中

項目	変更前	変更後
検査場所	5月29日（月）燕市分水公民館	5月29日（月）燕市吉田産業会館

	5月30日(火) 5月31日(水)	5月30日(火) 5月31日(水)
--	----------------------	----------------------

◎新潟県告示第566号

計量法(平成4年法律第51号)第19条1項の規定による糸魚川市の特定計量器定期検査について、令和5年5月2日付け新潟県告示第513号の一部を次のとおり変更する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

定期検査を行う期日、場所及び区域中

項目	変更前	変更後
検査日時	6月22日(木) 午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	6月22日(木) 午前9時から正午まで

◎新潟県告示第567号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年5月16日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市島潟1249番2	澁谷 幸男 (理事長)
〃	〃 上内竹438番地	仲川 重平
〃	〃 上羽津819番地	小野 秀男
〃	〃 乗廻400番地	長谷川 義明
〃	北蒲原郡聖籠町大字藤寄261番地	渡邊 昇
〃	新発田市小島62番地1	赤塚 克則
〃	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊
〃	新発田市菅谷832番地2	二階堂 馨
〃	北蒲原郡聖籠町大字大夫2012番地	西脇 道夫
監事	新発田市下中ノ目343番地	小林 隆雄
〃	〃 中野17番地2	嶋津 登美雄
〃	〃 道賀165番地	小池 亨

就任年月日 令和5年4月28日

2 退任

理事	新発田市島潟1249番2	澁谷 幸男 (理事長)
〃	〃 上内竹438番地	仲川 重平
〃	〃 上羽津819番地	小野 秀男
〃	〃 乗廻400番地	長谷川 義明
〃	北蒲原郡聖籠町大字藤寄261番地	渡邊 昇
〃	新発田市小島62番地1	赤塚 克則
〃	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊
〃	新発田市菅谷832番地2	二階堂 馨
〃	北蒲原郡聖籠町大字大夫2012番地	西脇 道夫
監事	〃 大字蓮野4718番地	新保 信一
〃	新発田市道賀165番地	小池 亨
〃	〃 下中ノ目343番地	小林 隆雄

退任年月日 令和5年4月27日

◎新潟県告示第568号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、北蒲原郡聖籠町の一部を受益地域とする県営三賀用水地区区画整理・農業用排水施設整備(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年5月17日から令和5年6月13日まで

3 縦覧に供する場所

北蒲原郡聖籠町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第569号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営上片貝地区区画整理(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和5年5月17日から令和5年6月13日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
 なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を令和5年5月8日認可した。
 令和5年5月16日
 新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。
 令和5年5月16日
 新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
信濃川右岸	農業用排水施設整備（かんがい排水）事業	長岡市	令和5年3月30日

◎新潟県告示第572号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。
 令和5年5月16日
 新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第1計画区及び第2-1計画区	令和6年3月31日まで
新発田市	新発田市の第6計画区及び第7計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第32計画区・第33計画区及び第35計画区	〃
十日町市	十日町市の松之山第1計画区・松之山第2計画区・八箇第1計画区・八箇第2計画区・松代第3計画区及び松代第4計画区	〃
見附市	見附市の第9-2計画区及び第10計画区	〃
村上市	村上市の朝日第36計画区及び神林第35計画区	〃
燕市	燕市の第44-2計画区及び第45計画区	〃

糸魚川市	糸魚川市の第28計画区	〃
妙高市	妙高市の第1-2計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第41計画区・第42計画区・第43計画区及び第44計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第60計画区及び第61計画区	〃
魚沼市	魚沼市の虫野再調査計画区その1・虫野再調査計画区その2・第17-1計画区及び第58-1計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-2計画区・第12-3計画区及び第13計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第43計画区・第44計画区及び第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第11計画区及び第12計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第7計画区・第8計画区及び第9-2計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第2020-2計画区・2020-3計画区及び2020-4計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第16-4計画区・第16-5計画区・第17-1計画区・第17-2計画区・第17-3計画区及び第18-1計画区	〃
関川村	関川村の第23-1計画区及び第23-2計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区・湯森林第3-2-1計画区及び湯森林第3-2-2計画区	〃

◎新潟県告示第573号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、UAVレーザ測量）
 - 2 作業期間 令和4年9月5日から令和5年2月28日まで
 - 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字大所ほか地内
-

◎新潟県告示第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（三次元点群測量 UAVレーザ測量）
 - 2 作業期間 令和4年10月17日から令和5年3月3日まで
 - 3 作業地域 新潟県長岡市山古志竹沢地区、十日町市中里下山地区、中魚沼郡津南町中深見地区
-

◎新潟県告示第575号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（中山間地域総合整備事業八手地区（市野坪換地区）確定測量）
 - 2 作業期間 令和4年9月1日から令和5年3月10日まで
 - 3 作業地域 新潟県三島郡出雲崎町市野坪地内
-

◎新潟県告示第576号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
 - 2 作業期間 令和4年9月10日から令和5年3月10日まで
 - 3 作業地域 新潟県村上市、南魚沼市
-

◎新潟県告示第577号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（数値図化 地図情報レベル2500）
 - 2 作業期間 令和4年10月19日から令和5年3月15日まで
 - 3 作業地域 新潟県新潟市西蒲区、南区、西区内
-

◎新潟県告示第578号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業堀耕東地区 確定測量）
 - 2 作業期間 令和4年8月5日から令和5年1月10日まで
 - 3 作業地域 新潟県阿賀野市庄ヶ宮地内ほか
-

◎新潟県告示第579号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（農地環境整備事業 荒金堂島新田地区 地区境界測量）
- 2 作業期間 令和4年8月4日から令和5年3月9日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼市荒金ほか地内

◎新潟県告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営農地環境整備事業 泉盛寺開田地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和4年8月29日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼市泉盛寺ほか地内

◎新潟県告示第581号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業長嶺地区確定測量）
- 2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市西山町長嶺地内

◎新潟県告示第582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業本条地区確定測量）
- 2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市大字本条地内

◎新潟県告示第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業・離島開田六区地区（全換地区）確定測量）
- 2 作業期間 令和4年9月14日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市水渡田地内ほか

◎新潟県告示第584号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業・離島大小地区（大立換地区）確定測量）
 - 2 作業期間 令和4年9月14日から令和5年3月15日まで
 - 3 作業地域 新潟県佐渡市大倉谷地内ほか
-

◎新潟県告示第585号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 和田・横瀬地区 確定測量）
 - 2 作業期間 令和4年8月10日から令和5年3月13日まで
 - 3 作業地域 新潟県魚沼市和田地内ほか
-

◎新潟県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（数値図化レベル2500 30㎩）
 - 2 作業期間 令和4年12月16日から令和5年3月22日まで
 - 3 作業地域 阿賀野川流域
-

◎新潟県告示第587号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
 - 2 作業期間 令和4年6月10日から令和5年3月24日まで
 - 3 作業地域 新潟県魚沼市、南魚沼市、十日町市、南魚沼郡湯沢町地内
-

◎新潟県告示第588号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
 - 2 作業期間 令和4年8月5日から令和5年3月17日まで
 - 3 作業地域 北陸地方整備局管内（新潟県燕市から石川県金沢市）
-

◎新潟県告示第589号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査 精密水準測量）
 - 2 作業期間 令和4年7月20日から令和5年2月28日まで
 - 3 作業地域 新潟県上越市全域
-

◎新潟県告示第590号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（数値図化）
 - 2 作業期間 令和4年8月25日から令和5年2月28日まで
 - 3 作業地域 新潟県上越市内
-

◎新潟県告示第591号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（重力測量）
 - 2 作業期間 令和4年4月11日から令和5年3月17日まで
 - 3 作業地域 新潟市、長岡市、三条市、小千谷市、燕市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市
-

◎新潟県告示第592号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地区情報）修正）
 - 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県全域
-

◎新潟県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、燕市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（燕市航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務）
 - 2 作業期間 令和4年7月25日から令和5年3月28日まで
 - 3 作業地域 燕市全域
-

◎新潟県告示第594号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 令和5年2月20日から令和5年3月4日まで
 - 3 作業地域 新潟県佐渡市新穂北方地内
-

◎新潟県告示第595号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 令和5年5月15日から令和5年12月28日まで
 - 3 作業地域 佐渡市達者地内
-

◎新潟県告示第596号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
 - 2 作業期間 令和5年4月5日から令和5年8月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県新潟市全域
-

◎新潟県告示第597号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、濁川土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（土地区画整理調査測量）
 - 2 作業期間 令和5年4月1日から令和5年6月30日まで
 - 3 作業地域 新潟市北区濁川字大島、同字立島、同字古川敷、同字壱反割、西名目所、名目所字六人持、同字古川縁、新崎字元島、の各一部
-

◎新潟県告示第598号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）
 - 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県全域
-

◎新潟県告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 航空レーザ測深
 - 2 作業期間 令和5年5月15日から令和5年8月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県上越市関川・保倉川河口部
-

◎新潟県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測深）
 - 2 作業期間 令和4年10月24日から令和5年2月27日まで
 - 3 作業地域 新潟県糸魚川市姫川流域
-

◎新潟県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字上馬場字門口761番1から 同市大字上馬場字門口759番1まで	新	34.2～49.4メートル	58.4メートル
	旧	34.2～49.2メートル	58.4メートル

◎新潟県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字上馬場字門口761番1から同市大字上馬場字門口759番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年5月16日

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月16日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局財務規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加え、次の表の改正前の欄中条、項及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示並びに追加号並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(直接領収した現金の取扱い)</p> <p>第24条 企業出納員及び現金取扱員(以下この節及び第7節において「企業出納員等」という。)は、収入金を直接現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により出納店に払い込まなければならない。ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を領収した日の属する月の末日までに払い込むことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(概算払)</p> <p>第51条 令第21条の6第1号から第4号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(1) 地方公務員災害補償法第49条に規定する負担金</p> <p>(2) 損害賠償金</p> <p>(3) 試験研究の受託者に支払う委託料</p> <p>(4) <u>外国送金手数料</u></p>	<p style="text-align: center;">(支出命令者等の印影の届出)</p> <p>第6条の2 <u>支出命令者及び当該支出命令者を直接補佐する職にある者は、支出を命令する書類に押印する印鑑の印影を、あらかじめ、企業出納員に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>企業出納員は、前項の届出のあつた印鑑を押印した書類による支出命令によらなければ支払をしてはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(直接領収した現金の取扱い)</p> <p>第24条 企業出納員及び現金取扱員(以下この節及び第7節において「企業出納員等」という。)は、収入金を直接現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により出納店に払い込まなければならない。ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を<u>最初に領収した日の翌日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(概算払)</p> <p>第51条 令第21条の6第1号から第4号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>(1) 地方公務員災害補償法第49条に規定する負担金</p> <p>(2) 損害賠償金</p> <p>(3) 試験研究の受託者に支払う委託料</p>

(長期継続契約を締結することができる契約)

第132条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～ウ (略)

エ 警備用機械

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク ソフトウェアライセンスの使用許諾

ケ (略)

コ (略)

サ (略)

シ (略)

ス 車両

セ 貸金庫

ソ 寝具

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ウ (略)

エ 人材派遣業務

オ 第1号(キを除く。)の物品の借上げに係る契約に伴う保守管理業務

(3) (略)

(契約書の作成)

第133条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項の規定による契約書の作成及び交換を行つたものとみなす。

(契約書の省略)

第134条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第7号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降において支出が予定されるとき又は概算払(外国送金手数料に係るものを除く。)、前金払(同項第2号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。

3 (略)

(入札の公告)

第144条 予算執行職員等は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日

(長期継続契約を締結することができる契約)

第132条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約

ア～ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～ウ (略)

(3) (略)

(契約書の作成)

第133条 (略)

2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第7号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降において支出が予定されるとき又は概算払、前金払(同項第2号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。

3 (略)

(入札の公告)

第144条 予算執行職員等は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日

から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間において県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格(公告の際に予定価格を定めていない場合にあつては、実施設計額。次号及び第3号において同じ。)が500万円未満の契約 1日以上

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表第3 (第16条関係)

1 電気事業会計勘定科目

(略)

2 工業用水道事業会計勘定科目

(略)

3 工業用地造成事業会計勘定科目

(略)

4 共通管理勘定勘定科目

資 産

流動資産

款	項	目	節
(略)	(略)		
前払金	物品代 その他前 払金	<u>その他前 払金(本 局)</u> <u>その他前 払金(上 越)</u>	
(略)	(略)		

負 債

流動負債

款	項	目	節
(略)	(略)		
その他流動負債	預り金	源泉徴収 税	<u>源泉徴収 税(本局)</u> <u>源泉徴収 税(上越)</u>
		社会保険 料	社会保険

から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間において県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格が500万円未満の契約 1日以上

(2)・(3) (略)

2 (略)

別表第3 (第16条関係)

1 電気事業会計勘定科目

(略)

2 工業用水道事業会計勘定科目

(略)

3 工業用地造成事業会計勘定科目

(略)

4 共通管理勘定勘定科目

資 産

流動資産

款	項	目	節
(略)	(略)		
前払金	物品代 その他前 払金		
(略)	(略)		

負 債

流動負債

款	項	目	節
(略)	(略)		
その他流動負債	預り金	源泉徴収 税	
		社会保険 料	

		(略)	料(本局) 社会保険 料(上越)			(略)	
--	--	-----	------------------------	--	--	-----	--

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。